

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を310,200円とすること。
- (イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を49,900円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を35,400円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.025月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.225月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。